

再審公判の日取り決まる！

横浜地裁、2月17日(火)1時半

現代史家・荒井信一先生ら、出廷して証言！

- ◆最後の再審公判——傍聴にご参加ください！
- ◆大島裁判長に——「英断を期待するハガキ」を！

横浜事件 再審裁判を支援する会

No.65

2009.1.20

(事務局)
〒101-0064
東京都千代田区
猿樂町1-4-8
松村ビル401
TEL03-3291-8066
FAX03-3291-8066

▼昨年10月31日の横浜地裁「再審開始」の決定にもとづく再審公判の日取りが決まりました。2月17日(火)午後1時30分からです。

▼弁護団による弁論、請求人の小野、齋藤さんの意見陳述のほか、現代史家の荒井信一先生を証人に立てての細川論文の評価をめぐっての尋問、橋本進さん(本会事務局、元『中央公論』編集次長)による編集実務面での特高側の笑うべき無知を暴露する証言などが予定されています。

歴史的な裁判です。多くの方々

の傍聴参加を期待します。

▼しかし私たちは、

再審で昨年3月に示された最高裁の「免訴」判決です。そのためこの第四次の再審でも免訴の公算が大きいと言わざるを得ません。

▼裁判長は、前回「実質無罪」の再審開始決定を下された同じ大島隆明裁判官です。したがって判決は、横浜事件の虚構を明証した内容となることが期待されます。

問題は、先行した第三次請求の

原判決の「有罪」を否定する「無罪」の判決を求めていきたいと思えます。

そのため、大島裁判長に「英断を期待するハガキ」を送ろうと考えました。ここにそのハガキを同封しますので、ひと言メッセージをお書きいただいて、2月10日までに本会までお送りください。まとめて裁判所に提出します。

▼なお、判決は今年度中(3月末まで)に下される予定です。

いよいよ「ゴール」——
最後まで「会員」としてご支援を！

◆今年まだ会員登録がお済みでない方には郵便振替用紙を同封させていただきます。

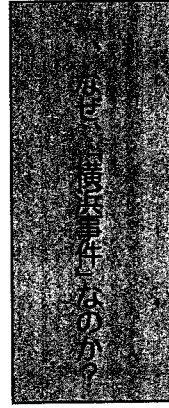
■個人〓一年間(一〇〇〇円)／団体〓一年間五〇〇〇円



「実質無罪」獲得報告 11・28集会での講演をもとに

横浜事件に関する六つの「なぜ？」

第四次再審請求弁護団長 大川 隆司



(1)「横浜」にあった神奈川県警特別高等課が事件をこしらえ、「横浜」地方裁判所に起訴された、ということ以外には、「横浜事件」と呼ばれる一連の事件に共通性はない。事件の現場が横浜にあったわけではないのである(そもそも



▲大川隆司先生

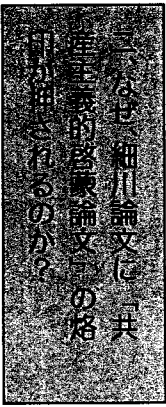
川田寿・定子夫妻が「米国共産党員事件」の被疑者として逮捕されたのは、細川嘉六の逮捕に先立つ一九四二年九月十一日のことだったが、この頃、「東京港」は、ようやく国際港湾に指定されたばかりで、実際にはまだ使われていない。従って、川田夫妻から辛づる式に左翼狩りをする仕事は神奈川県警の仕事だった。

「事件」がないのに「現場」のあ
るわけもないが。
しかし、なぜ、警視庁ではなく
神奈川県警が弾圧の主役をつとめ
たのか、については理由がある。
それは、当時外国航路を行く船
の発着港は横浜であり、神奈川県
警は外国から侵入する悪しき思想
を水際で防止する任務を負ってい
たからである。

「事件」がないのに「現場」のあ
るわけもないが。
しかし、なぜ、警視庁ではなく
神奈川県警が弾圧の主役をつとめ
たのか、については理由がある。
それは、当時外国航路を行く船
の発着港は横浜であり、神奈川県
警は外国から侵入する悪しき思想
を水際で防止する任務を負ってい
たからである。

川田寿・定子夫妻が「米国共産
党員事件」の被疑者として逮捕さ
れたのは、細川嘉六の逮捕に先立
つ一九四二年九月十一日のことだ
つたが、この頃、「東京港」は、よ
うやく国際港湾に指定されたばか
りで、実際にはまだ使われていな
い。従って、川田夫妻から辛づる
式に左翼狩りをする仕事は神奈川
県警の仕事だった。

(2) この流れとは別に、警視庁
が四二年九月十四日に『改造』論文
のゆえに細川嘉六を逮捕する。し
かし、論文の取り調べからは決定
的なものは出てこないで、あき
らめて釈放しようとした矢先に、
「泊会議」の写真を神奈川県警が
入手し、「日本共産党再建準備会」
のでつちあげへと進み、細川の事
件も神奈川県警に移管された。



「横浜」事件とは、「危険思想」
上陸阻止の水際作戦を担わされた
ミナト横浜ゆえのネーミングで
あった。

(1) 細川が『改造』誌四二年8、9
月号に執筆した論文「世界史の動
向と日本」のコンセプトは、アジ
ア諸国民の民族主義の興隆は世界
史の動向にそうものであるから、
この民族自決主義を尊重しなくて
は、大東亜共栄圏は成立しない、
というものであった。これは、前
年東洋経済新報社から細川が刊行
した『植民史』の延長線上の主張
であり、更には東洋経済新報社主
石橋湛山の主張とも通底する。

(2) 民族自決主義は民主主義の
一翼をなすものであつて社会主
義・共産主義の一種として説明さ
れるべきものでないのは自明なこ
とであるのに、なぜこのような
主張が(特高はもとより裁判所に
よつても)共産主義的啓蒙論文の
レットテルを貼られるのか？
その背景として、太平洋戦争開
始直後(四二年二月十七日)に開
かれた「臨時思想実務家会同」に
おける司法省刑事局長池田克の「指
示」があるように私は思う。

池田刑事局長は「思想実務家」、
つまり思想事件を扱う裁判官、検
察官に対して、「共産主義の徹底的

「横浜」事件とは、「危険思想」
上陸阻止の水際作戦を担わされた
ミナト横浜ゆえのネーミングで
あった。

(1) 細川が『改造』誌四二年8、9
月号に執筆した論文「世界史の動
向と日本」のコンセプトは、アジ
ア諸国民の民族主義の興隆は世界
史の動向にそうものであるから、
この民族自決主義を尊重しなくて
は、大東亜共栄圏は成立しない、
というものであった。これは、前
年東洋経済新報社から細川が刊行
した『植民史』の延長線上の主張
であり、更には東洋経済新報社主
石橋湛山の主張とも通底する。

(2) 民族自決主義は民主主義の
一翼をなすものであつて社会主
義・共産主義の一種として説明さ
れるべきものでないのは自明なこ
とであるのに、なぜこのような
主張が(特高はもとより裁判所に
よつても)共産主義的啓蒙論文の
レットテルを貼られるのか？
その背景として、太平洋戦争開
始直後(四二年二月十七日)に開
かれた「臨時思想実務家会同」に
おける司法省刑事局長池田克の「指
示」があるように私は思う。

池田刑事局長は「思想実務家」、
つまり思想事件を扱う裁判官、検
察官に対して、「共産主義の徹底的

殲滅が緊要であることに変わりはないが」「更に進んでその温床であり培養体たる英米流の思想をもまた芟除するに非ざれば、到底思想戦に打ち克ち得ざることを深く肝に銘ずる必要がある」と指示している。民主主義も個人主義も戦争遂行の敵だ、というわけである。

このように「温床」とか「培養体」というあいまいな概念を媒介にして治安維持法を運用した結果が、判決における細川論文評価に結実していると言える。

三、なぜ、第四次再審請求では、「裁判官の責任」の解明を追求しているのか？

(一) 横浜事件について、さきに再審の門を開いた東京高裁中川決定(○五年三月十日)の骨子は、特高警察の拷問によって被告人らがいずれも「コミンテルン及び日本共産党の目的遂行のために」しらかじかの行為をした、旨の虚偽の自白をさせられ、この自白が最も重要な証拠となつて一連の有罪

判決が下された、という判断であり、この判断を支える新証拠として、被告人が特高警察官を告訴(一九四七年四月)するにあたり作成した31点の「口述書」が援用された。

中川決定は、治安維持法における「目的遂行罪」のポイントが行為者の「主観的意図」にあることを正しく把え、この観点から、失われた判決書や事件記録の「復元」を行い、判決書等の不存在にかかわらず再審の門を開いた、という点において極めて画期的な決定だった。

(二) しかし、横浜事件という冤罪が成立した原因は、「特高の拷問」だけでは説明できない。

詳しくは、佐藤博史弁護士論稿に譲るが、8・15の敗戦後の公判であるにもかかわらず、自白が虚偽であることの立証機会を被告人に与えなかった裁判所や、それを許した弁護人の活動にもスポットライトが当てられなければならない。また「自白」の有無にかか

わらず、細川論文の客観的評価に照らして無罪の判断が可能であったにもかかわらず、これをあえて有罪とした裁判所の責任も正面から問われなければならない。

この課題は、判決書および「犯罪」の客観的証拠としての細川論文が残っている第四次再審にしてはじめて追求しうる課題であった。

四、なぜ、再審請求までに40年以上かかったのか？

(一) 細川嘉六以下33人が、神奈川県の特高警察官27名を告訴したのは、一九四七年四月のことだった。

この告訴への取組みが、再審を視野に入れてなされたものかどうかは明らかではない。

ただ、特高の拷問の結果を「黙認することは日本民主化の怠慢であるばかりでなく妨害と思考するから」、「この種犯罪に対して断固たる処分を以て臨み、個人の自由、

個人の基本権の尊重を事実の上に具現」すべきであるとして告訴に及んだことが、告訴状に記されている。

この告訴の結果、被告人27名のうち、警部松下および警部補柄沢、同森川の3名が、被告人益田直彦に対して拷問を加えたことについて公訴を提起され、東京地裁、東京高裁の有罪判決が最高裁判決(一九五二年四月24日)によって支持された。

(二) この時点から第一次再審の申立て(八六年七月3日)がなされるまでに、34年余の年月が経過している。

この間「笹下同志会」の手による『横浜事件資料集』が七七年三月に刊行された。この資料集に収録されている小野康人に対する判決(四五年九月15日)の謄本が、保管庁である横浜地検から六七年五月に交付されている。一九五二年から七七年までの間は、高木健次郎氏を中心として、横浜事件に関する資料の収集が進められたも

のと思われる。

(3) 「特高の拷問」が立証されたということ、それが再審請求の理由になる、ということは別の問題である。伝統的な法理に従えば、再審のハードルは極めて高く、「無罪」を直接的に推認させる資料でなければ、再審事由としての「明らか証拠」とは認められなかった。

このような判例が変更されたのは、「白鳥事件」再審請求に対する最高裁決定（七五年五月20日）からである。

すなわち、確定判決（問題の有罪判決）の前提となった全証拠に、あらたに発見された証拠を加えた場合に、「確定判決における事実認定につき合理的な疑いを生ぜしめれば足りる」ということを、最高裁は上記七五年決定（「白鳥決定」）において、明示したのであった。

「疑わしいときは被告人の利益に」という刑事裁判の鉄則が、再審にも適用される、ということが戦後30年に至って、ようやく宣明

されたのだった。

五、なぜ、最初の再審請求から今回の成果まで22年もかかったのか？

(1) 『横浜事件資料集』の刊行（七七年）から9年余を経て、八六年7月に9名の請求人（うち3名は相続人）による第一次再審の申立てがなされた。この時点から数えても今日まですでに22年が経過した。それは裁判官の意識の中に厚いカベを打破するのに要した年月であった。

(2) 第一次請求に対して再審の開始を拒んだ裁判所の「論拠」は、「訴訟記録が存在しない」という形式論に尽きる。

しかし、他方で裁判所が「米軍の進駐が迫った混乱時に、いわゆる横浜事件関係の事件記録は焼却処分されたことが窺われる」と指摘したこと（八八年3月地裁決定）は、今回の大島決定によって、この形式論が崩壊する伏線ともなった。

(3) 第二次請求は、九四年7月に小野康人氏の相続人（小野貞、新一、信子）によって申立てられたが、小野貞さんは裁判所の決定を目にしないまま九五年9月30日に亡くなられた。

第二次請求は、小野康人氏に対する有罪判決には、問題の細川論文が証拠として摘示されていない、という点に着目し、この細川論文自体を「新証拠」ととらえて再審を開始すべきだと主張するものだった。

しかし、裁判所は、「押収されている論文を取調べず判決したとおおよそ考えがたい」（九六年7月地裁決定）としたり、逆に「論文の意味・評価は論文自体にあるまでもなく尋問調書で認定できると考えたのであろう」（九八年8月高裁決定）とするなど、いわば言を左右にして論文の証拠としての「新規性」を否認することに終始した。

(4) このようなささまの「回り道」はあったが、私たちがあき

らめることなく、粘り強く無罪の主張を続けてきたことの「積み重ね」が裁判官の気持ちを揺り動かすに至ったのだと思う。

六、なぜ、いま治安維持法問題を考えるのか？

治安維持法のように、特定の思想の故に結社の自由や表現の自由を禁止する立法が、再現すると考えるのは杞憂だ、という人は多いだろう。

しかし、田母神空将の表現の自由は保障されるが、自衛隊宿舎のポストにビラを入れる人の表現の自由は否定されるといふ現実は、法を司るものの思想的偏向を示している。

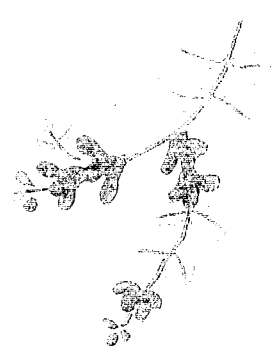
治安維持法をも支持するメンタリティは現代の日本の社会と無縁のものではなく、その再現をおそれることは決して杞憂ではない。愛媛玉串料訴訟大法廷判決（九七年4月2日）の中で、尾崎行信裁判官が述べている、「人々は大正

末期、最も拡大された自由を享受する日々をすごしていたが、その情勢は、わずか数年にして国家の意図するままに「一変」した、『今日の滴る細流がたちまち荒れ狂う激流となる』との警句を身をもつ

て体験したのは、最近のことである」との意見に傾聴したいと思う。

「おおかわ たかし」一九四〇年生まれ。弁護士登録後、家永教科書訴訟に関わり続けた後、高嶋教科書訴訟、さらに神奈川県の日丸・

君が代強制に対する「こころの自由」裁判の代表を務めるほか、市民オンブズマン運動を主導してきた。著書『国旗・国歌と「こころの自由」』（高文研）他。



11・28集会での発言

母の信念を受け継いで

第四次再審請求人 斎藤

信子



今回の「実質無罪」の決定は横浜事件に象徴される理不尽な時代を二度と繰り返してはならないという危機感から、長年にわたってご支援くださった方々と、弁護士先生たちの的確な判断から導かれたものと思つて感謝しております。

この22年は、横浜事件が事実無根の捏造であつたという既に周知の事実から、現在の司法が眼をそむけ続けた22年だったということ

に尽きます。私にとつて、生まれる前の親の体験が（来年は60歳になります）ここまで自分の人生を決定づけるとは思つてもいませんでした。

50歳で夫に死なれ子育てで苦勞した不運な母の人生を、せめて余生は母らしく信念を通し自分らしく生きて欲しいというのが、母が再審に加わつた時の私からのエールでしたが、一九八八年、横浜地裁の——証拠は燃してしまつて無

いので棄却する——という信じがたい棄却決定から全ては始まりました。

*

父・小野康人の判決文と予審終結決定書が2通ともそろつて焼却を免れていたのは偶然でした。その証拠を突破口に、というのが当時原告の方々の合意で、小野康人で第2次請求をという流れになりました。一般にはわかりにくいのですがこれは重要なところです。そのいきさつは会報64号に梅田さんが判りやすく書かれています。是非お読み下さい。

*

突破口になる。これこそが母が担つた役目でした。

ちなみに母からは、刑事補償が

出た暁には一銭たりとも個人で頂いてはいけな、支援する会にゆだねるようという覚書を渡されて持つていきます。

横浜事件は事実無根の捏造であつたという今回の判決は被害者全員に対する判決だということをも、もう一度ここで再認識したいと思つています。それで初めて母が担つた役目が果たされると思つています。

〈追記〉

公判ではこの判決は小野康人個人ではなく横浜事件被害者全員に対する現司法の考えであることを明言することを求めたいと思つております。

「実質無罪」獲得報告 11・28集会での講演をもとに

「再審開始」決定の意義と今後の課題

第四次再審請求主任弁護士 佐藤 博史

■再審請求のこれまで

「横浜事件」とは、横浜の司法当局が治安維持法違反として摘発した一連の事件の総称であるが、その中心は、『改造』一九四二年8、9月号に掲載された細川嘉六の論文「世界史の動向と日本」（以下、細川論文）が共産主義的啓蒙論文とされ、その細川論文の掲載が、同年7月富山県で開かれた党再建準備会（＝泊会議）の決定に



▲佐藤博史先生

基づくものとされたことである。

横浜事件の再審請求は、元被告人6名と遺族3名による一九八六年の第一次再審請求に始まる。請求理由は、拷問した特高の警察官3名が有罪とされたこと（東京高裁一九五一年3月28日判決。以下、拷問事件判決）だった。

しかし裁判所は、請求書に確定判決が添付されていないだけでなく、拷問事件判決が認められた請求人らに対するものではないとして、請求を退けた（請求審・横浜地裁一九八八年3月28日決定、抗告審・東京高裁一九八八年12月16日決定、特別抗告審・最高裁一九九一年3月14日決定）。

そこで、第一次請求人のうち判決文が残っていた小野康人の遺族が一九九四年再び再審を請求した

（第二次再審請求）。請求理由は、

確定判決は「証拠」に細川論文を掲げていないから同論文を調べていないことになるが、同論文を読めば共産主義的啓蒙論文でないことが分かるから、同論文が新証拠になるというものだった。

しかし裁判所は、「証拠」に掲げられていなくても同論文は証拠調べされたとして、これを退けた（請求審・横浜地裁一九九六年7月30日決定、抗告審・東京高裁一九九八年8月31日決定、特別抗告審・最高裁二〇〇〇年7月11日決定）。

■第三次請求と「免訴」判決

一九九八年、第二次請求と並行して、第一次再審請求の請求

人（の遺族）に新たに元被告人2名が加わって、再審請求が申し立てられた（第三次再審請求）。主な請求理由は、治安維持法はポツダム宣言の受諾に伴い失効したというものである。有罪判決は、ポツダム宣言受諾（8月15日）から治安維持法の廃止（10月15日）までの間に言い渡されたものだったからである。判決が存在しなくても再審を開始させるための苦心の戦術だった。請求審はこれを認め再審開始を決定した（横浜地裁二〇〇三年4月15日決定）。

続いて抗告審は、請求理由は否定したが、拷問事件判決に関係者の「口述書」などを付加すれば自白は拷問によるものと認めることができるとして、結論は維持した（東京高裁二〇〇五年3月10日決定）。検察官は特別抗告せず、再審開始が確定した。

しかし、再審公判で、一番は、治安維持法の廃止と大赦を理由に（無罪とせず）免訴とし（横浜地裁二〇〇六年2月9日判決）、控

訴審、上告審もこれを維持した(東京高裁二〇〇七年1月19日判決、最高裁二〇〇八年3月14日判決)。

■第四次請求の理由

第二次請求を退けられた小野の遺族は、第三次請求と並行して、二〇〇二年、三度目の再審を申し

立てた(第四次再審請求)。請求理由は、①泊会議は虚構であり、②細川論文は共産主義的啓蒙論文ではない、というものである。

この第四次請求では、横浜事件が司法権力によるフレームアップであったことを明らかにするため、あえて拷問による虚偽自白を理由としなかったのであるが、

二〇〇七年7月2日、横浜地裁第二刑事部の大島隆明裁判長が弁護団に対し、請求理由すべてについて判断する旨明言したことから、③拷問による虚偽自白、を請求理由に加えた。

そして、二〇〇八年10月31日、第四次再審請求について再審開始決定(以下、決定)が下されたの

である。このあと検察官は、11月4日、即時抗告しない旨を表明し、決定は確定した。

■拷問による虚偽自白

決定は、細川論文の共産主義的啓蒙論文該当性には疑問があるとしつつも、①泊会議と②細川論文に関する弁護人の主張は認め

11・28集会での発言

憲法9条を守る運動ともつながって

第四次再審請求人 小野 新一



お忙しいなかご参加いただいたて有難うございます。

私は第一次再審請求から請求人になったと思われている方もいらっしゃるかもしれませんが、請求人となったのは、第二次請求からです。

ずっと前に亡くなった父の分も含めて再審にとりくんできたお袋が高齢になったため、母と一緒に請求人になった訳であります。

本日、第三次請求人の一人です

らっしゃる小林佳一郎さんが見えになっておりますが、この再審は第一次、第二次、第三次、そしてこの第四次と、22年にわたって引き継がれている問題であります。

この横浜事件再審裁判は、横浜事件の虚構を明らかにすると同時に、この国の司法の歴史を問う裁判でもあります。

そしてさらに、大川先生の講演にもありましたけれど、治安維持

り返してゆく動きの一環でもあると思います。

私も62歳になりましたが、若い人たちがこういう問題を考える場がいっぱいあればいいのではないかと思います。

佐藤先生がおっしゃったように裁判所にどしどし激励や意見をお寄せいただければ幸いです。中身のある判決を勝ちとるためによりしくお願いいたします。

法体制の再来ともいべき状況も現れて、憲法9条が危うくなっている、そうした状況を切り

■拷問による虚偽自白

決定は、細川論文の共産主義的啓蒙論文該当性には疑問があるとしつつも、①泊会議と②細川論文に関する弁護人の主張は認め

ず、①泊会議について、治安維持法の目的遂行行為の当時の解釈として、結社の存在は必須のものではなかったから、泊会議が党再建準備会でなかったとしても、法解釈の可否の問題であって、再審請求の理由とはなり得ない、②細川論文が共産主義的啓蒙論文か否かは、その表現のほか、論文執筆の動機、経緯等を総合して判断すべき事実認定の問題で、鑑定によるべきものではない、と述べるにとどめた。

ついで、決定は、③拷問による虚偽自白について、拷問による自白は証拠にできないという「証拠

能力」ではなく、相川や小野の自白が信用できるかという「証明力」の問題として検討するとし、その中で、①泊会議と②細川論文について実質的な判断が示された。

決定は、拷問事件判決と相川や小野の「口述書」などによって拷問の事実を認めたとうえで、小野らが、検察官や予審判事に拷問による自白の事実を申し立てて否認したのに聞き入れてもらえず、公判でも同様に否認したことがうかがわれるとした。

そして、確定判決が認定した編集会議と細川論文掲載の時期の間隔が短すぎることに照らすと、「原確定審裁判所が小野及び相川の各供述について慎重な検討を行ったとは認められず、かえって、総じて拙速と言われてもやむを得ないようなずさんな事件処理がされたことがうかがわれる」と判示した。

さらに決定は、泊会議について、「同会合が日本共産党を復興再建するための秘密の会合である

とうかがわれる様子は見られ(ない)」、「日本共産党再建準備会のような極秘を要する会合を開くというのに：派手な行動をし：証跡を残すということは考え難い」泊町での会合が単なる慰労会であったとしても、このことが直ちに小野に対し無罪を言い渡すべき事情とはならないもの、それが泊会議の存在を否定する横浜事件関係者らの供述に沿うものであるとともに、泊会議が党再建準備会であることを認めた上で、その活動の一環として確定審の認定した各行為に及んだものであるという小野及び相川の各供述の信用性に一層の疑問を抱かせる事情であるといえる」と判示し、泊会議が虚構だったと認めたのである。

■司法関係者の責任を指摘

決定は、司法関係者の責任についても率直に判示した。例えば、「横浜事件の記録も、裁判所(検事局を含む)の側において、連合

国との関係において不都合な事実を隠蔽しようとする意図で廃棄した可能性が高いのであるから、裁判所の責任において、できる限り関係する資料から合理的に確定審の記録の内容を推知(し)：確定記録のある場合に比し請求人らに不利益にならないよう証拠の再現等に努めるのが裁判所の責務である」と判示した。

さらに、第一次再審請求の裁判所の判断について、「判断過程の途中で、確定記録が存しないことを理由に明白性の判断を諦めているともいえる」とも判示した。決定は、第一次再審請求の裁判所の姿勢をも明確に批判した。

決定によれば、横浜事件の有罪判決は、「拙速と言われてもやむを得ないようなずさんな事件処理」によって下された。要するに、横浜事件は、特高による拷問だけでなく、これを放置・隠蔽した検察官、予審判事、裁判官、そして、弁護人によって捏造された事件だったのである。

■再審公判と今後の課題

再審公判は二〇〇九年2月17日に開かれ、即日結審し、3月には判決が下される予定である。

今後の課題は、第三次請求の免訴判決を是認した最高裁判決のもとで、いかにして無罪判決を勝ち取るかである。たとえ主文は免訴でも、その中身が無罪であれば、目的を達成できたと考えざるを得ないのかもしれない(文中敬称略)。

「さとう・ひろし」一九四八年生まれ。山本孝、島田、榎井村などの再審を手掛け、現在、足利(幼女誘拐殺人)事件の再審請求弁護人。主著『刑事弁護の技術と倫理―刑事弁護の心・技・体』(有斐閣、二〇〇七年)。



「28集会」の奇蹟の瞬間

▼明るい希望の持てる先生方のご報告で嬉しくなりました。公判が楽しみです。松本善明さんの「司法が裁かれている」とのメッセージもその通りだと思いました。

東 廣史

▼最後の最後まで気を許さず見守ってゆきたいと思えます（それほど司法は信用しきれない）。納得のゆく公判とその結果を心から祈っています。弁護団の方々、「支える会」の方々、長い間本当に有難う御座います。

井汲頼子

▼何年かかろうと、無罪と免訴の違いを明確にしない限り終わることとは出来ないと思えます。現司法界の封建的状态も無視も放置もできませんですよ！

伊藤千里

▼今、日本にすばらしい人権の金字塔が打ち立てられようとしていることが良く解りました。ぜひ立派な成果をとともに挙げましょう。

伊藤友紀

▼日本人全体の戦争総括のひとつだということが良く解りました。

大場幸夫

▼大変勉強になりました。横浜事件Ⅱ治安維持法体制についての認識がより深まり、有意義な体験でした。

小口 巽

▼参加者の一言一言に感激しました。国家権力、特に司法への憤りが込み上げて来ました。駒井 泉
▼無罪判決を勝ち取るため最後まで皆で応援します。三月の判決は「無罪」判決しかありませんね。

須田邦夫

▼良かった。人間は諦めてはいけないことを知った。特高警察に鉄槌を。

田口信行

▼「毎日新聞」の連載で「横浜事件」を知り、今日の集会を始めました。「横浜事件」の集会に始めて参加でき嬉しく思います。当時前途ある若者がこのような目にあっていたこと許せません。細川教授もどんな思いをされたことかと考えるとたまりません。何年かかっても「無罪」という真実を勝ち取るまで頑張ってください。冤罪事件ほど許せない行為はないのではないかと思います。言論の自由を守る決

定的な再審だと思えます。

西村彩子

▼国家的犯罪について「国家無答責」は許されない。人類としての追求義務です。横浜事件に対しては追求の手を今日以後のためにも緩めるべきではないと考えます。

保坂治男

会員の皆さんの声

▼会費のほかに通信費の一助に少額ながら付け加えてあります。

春名 徹

▼些少なカンパで申し訳ありません。この30年間30件、環境、公害問題の裁判および行政など相手とする住民運動に協力して（現在4件）自腹でやっております。ご容赦下さい。

吉田 尚

▼「実質無罪」の判決で実に良かったですね。共に喜びたいと思えます。

北川 啓

▼おめでとうございます。継続は力。

安川寿之輔

▼「実質無罪」の獲得、おめでとうございます（再審開始）。ご遺族ならびに支援の皆様の長年の

▼出版労連時代から関わった裁判闘争で先日、中労委関係が落着きました。残ったのはこの横浜事件のみになりました。なんとか、佐藤弁護士の言われた方向でこの事件の決着をつけたいと思います。

間島 弘

並々ならぬご努力に心から敬意を表します。

河崎光成

▼「再審開始」の決定、心から嬉しく思っています。ニュースで聞き、葉書で認識し、会報で実感しました。もちろん、まだこれからがあるわけですが、最後まで支援させていただきます。共に頑張らせて下さい。年会費の残りはカンパでお願いします。

よしだゆうこ

▼「再審開始」決定、本当に嬉しく思います。無罪を勝ち取ることが出来ますようにお祈りします。会費と少しですがカンパを送ります。

丹治洋子

▼今期は結果の方向がはつきり見

えて嬉しい限りです。今後ますます頑張ってください。

横浜ペンクラブ 弦田康子

▼もう少しですね。 原満三寿

▼「実質無罪」獲得良かったですね。でもこれから……ですね。

東 廣史

▼再審決定おめでとーございませう。

小松美加

▼国家犯罪の責任にも及ぶ画期的な決定を知り、胸の熱くなる思いです。歴史の逆流に抗える大きな前進です。

秋間達男

▼あと一歩、追いつめて行きましょう。ご苦勞様です。

青木 誠

▼報告集会のご成功を願っております。

細野康雄

▼希望の光が見えて来ました。ゴールを目指してサポートをかけていきましょう。 三渡章高

三渡章高

▼司法の責任にも言及した再審決定！ なぜもつと早くという思いです。支援する会事務局の皆様のおかげです。故細川嘉六氏の墓前に報告いたしました。年会費と

金沢孝二

▼「無罪確定」まであと一歩。最

金沢孝二

後まで支援しています。

菊池由紀子

▼カンパです。最後まで頑張ってください。 大槻道夫

大槻道夫

▼22年にしてようやく司法の良心に出会い、感激しています。

秋田 弘

▼会報64号の梅田論文の簡にして要を得た論述に感銘しました。小

野新一、齋藤信子ご二人の明るい笑顔に安堵しましたが、実質無罪

を勝ち取るのに22年とはあまりに長い年月です。 小平 克

小平 克

▼第四次再審の結果を皆様とともに心から喜び合いたいと存じます。これで六十余年前の旧時代にはじめて決別できるような気がし

伊藤昌太

ます。会費等お届けします。

伊藤昌太

▼「再審開始」決定のニュースに喜びました。長い長い闘いによりやく光が射してきました。会費と少しですがペンで得たお金をカンパします。九州平戸も寒くなつて

関門澄子

きました。ところで笠井透というご存知でしょうか。今彼のCDに70歳を過ぎたフォークシンガーを

小嶋敏子

聞き入っています。機会があれば聞いてみてください。 福田 詢

福田 詢

▼闘いがある限り、真実はいつか明らかになるときが来るということ

窪田 宏

とを教わりました。 窪田 宏

窪田 宏

▼少々体調を悪くしています。がんばっていたきたいです。

篠原中子

▼11月28日の「実質無罪」獲得集

大島裁判長の再審決定内容の誠実

さと、それを引き出したご家族と支援の皆様との長年の苦闘に心から敬意を表します。残額はカンパとしてお使い頂ければ幸いです。

大城美智子

▼報告を頂いて胸が一杯になりました。本当に皆さんに頑張つて頂いて感動です。恐ろしいほどの右

関門澄子

傾化にどう対処すればと惑う日々

関門澄子

に、貴重なお知らせでした。有難う御座いました。貧者の一灯でごめん下さい。

関門澄子

▼長い長いトンネルの出口がはつきりと見えましたね。皆様のご努力の賜物と感動いたしております。

小嶋敏子

カンパを寄せて下さった方々

〈11月〉 齋藤信子 吉田尚 佐川

隆彦 宮古とく子 千葉良信 石

原春男 齋藤文雄 宮脇俊介 原

満三寿 丹治洋子 古関彰一 よ

しだゆうこ 横浜ペンクラブ 永

田誠 橘祐典 野々村敞 伊藤下

里 依義文 菊池由紀子 金沢孝

二 大槻道夫 山川次郎 森島伸

弘 天野あぐり 久保倉可子

〈12月〉 伊藤昌太 福田詢 栗原

彬 経田サチ子 実方義雄 清水

英夫 松岡喜美栄 清水雅彦 大

城美智子 齋藤信子 関ふさじ

梅田正己 岩波芳組 板坂洋介

間部俊明 岸塚雅雄 岩井忠熊

入会の申し込み・会費納入先

〒101-0064 千代田区猿樂町1-4-8
松村ビル401

横浜事件再審裁判を支援する会

tel/fax 03-3291-8066

〈年会費〉個人：2000円、団体：5000円

●郵便振替 00130-7-150641

●銀行振込 みずほ銀行九段支店

普通預金口座 1478864

横浜事件再審裁判を支援する会

